

兵庫医科大学学則

第1章 目的及び内部質保証

(目 的)

第1条 本学は、建学の精神に則り、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学、薬学並びに保健医療福祉分野の教育及び研究を行い、優れた医療人及び教育・研究者を育成し、もって人類の福祉に貢献し、医療の発展に寄与することを目的とする。

(学部目的)

第2条 第6条で設置する学部の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 医学部は、豊かな人間性と高い倫理観を培い、医科学に関わる基本的な知識と技能を修得することによって人間を幅広く理解し、多様な医学領域及び種々の専門領域において実践する能力を獲得し、幅広い視野に立って社会の福祉へ奉仕できる有能有為の医師を養成する。
- 2 薬学部は、物質と生体に関する正しい知識と研究を通して得られる問題解決能力を基盤としつつ、生命の尊厳を畏敬し、人々の健康と幸福を真に願う医療専門職者としての明確な意識のもとに、多様な分野で薬学的立場から全人的医療を支えることのできる薬剤師を養成する。
- 3 看護学部は、倫理観に富んだ人間愛を基盤とし、高度化・複雑化する医療現場に対応できる確かな看護実践能力を育み、他職種と連携のもとに、人々が地域社会で自律し最適な生活を営むことを支援できる看護専門職者を養成する。
- 4 リハビリテーション学部は、全ての人に対して敬愛の念を持ち、理学療法学及び作業療法学を中心とする幅広い学問を基盤として、リハビリテーションの理念と総合的実践力をもって、人々の幸福と共生に奉仕する理学療法士及び作業療法士を養成する。

(内部質保証)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- ② 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。
- ③ 第1項の点検及び評価の事項並びにその実施体制等については、別に定める。

(情報開示)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

(教育の充実及び向上)

第5条 本学は、教育の充実及び向上を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2章 組 織

(学部・学科)

第6条 本学に医学部、薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部を置く。

② 医学部に医学科、薬学部医療薬学科、看護学部看護学科、並びにリハビリテーション学部理学療法学科及び作業療法学科を置く。

③ 本学学生の定員は、次のとおりとする。

学部学科名		入学定員	収容定員
医学部	医学科	108名	648名
薬学部	医療薬学科	150名	900名
看護学部	看護学科	100名	400名
リハビリテーション学部	理学療法学科	40名	160名
	作業療法学科	40名	160名
合 計		438名	2,268名

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

② 大学院学則は、別に定める。

(附属施設)

第8条 本学に、次の附属施設を置く。

- 1 兵庫医科大学病院
- 2 兵庫医科大学ささやま医療センター
- 3 兵庫医科大学ささやま老人保健施設
- 4 兵庫医科大学ささやま居宅サービスセンター
- 5 兵庫医科大学梅田健康医学クリニック
- 6 兵庫医科大学図書館
- 7 兵庫医科大学薬用植物園

② 附属施設に関する規程は、別に定める。

(研究施設等)

第9条 本学における医学・医療の教育及び研究の推進及び診療業務の向上に資するために、附属研究施設及び共同利用施設を置く。

② 附属研究施設及び共同利用施設に関する規程は、別に定める。

第3章 教 職 員 組 織

(教職員)

第10条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

② 教職員に関する規程は、別に定める。

(学長)

第11条 学長は、本学を代表して校務をつかさどり、大学の全ての校務について、包括的な責任者としての権限を有し、所属職員を統督する。

② 学長の選考に関する規程は、別に定める。

(副学長)

第12条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

② 副学長の選考に関する規程は、別に定める。

(学部長)

第13条 学部長は、学部に関する全ての校務をつかさどり、学部の責任者としての権限を有する。

② 学部長の選考に関する規程は、別に定める。

(学科長)

第14条 本学に、学科長を置くことができる。

② 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

③ 学科長の選考に関する規程は、別に定める。

第4章 教 授 会 等

(学部教授会)

第15条 本学各学部に学部教授会を置く。

② 学部教授会組織は、次のとおりとする。

- 1 医学部は、学部長、専任の病院長（ささやま医療センター病院長含む）、及び専任の教授をもって構成する。
- 2 薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部は、学部長、専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。
- 3 いずれの学部教授会も、学部長が必要と認めた場合は、構成員以外の教職員を出席

させることができる。

- ③ 学部教授会は、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。
- 1 学生の入学、進級、卒業及び課程の修了に関する事項
 - 2 学位の授与に関する事項
 - 3 学生の身分に関する事項
 - 4 教育課程の編成に関する事項
 - 5 教員の教育研究業績等の審査に関する事項
 - 6 教員の人事に関する事項
 - 7 教員の研究活動に関する事項
 - 8 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
- ④ 前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項については別に定める。
- ⑤ 学部教授会は、前2項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 1 教育課程の編成以外の学生教育に関する事項
 - 2 学生の厚生補導に関する事項
 - 3 教育研究費予算に関する事項
 - 4 大学の重要な施設の設置、並びに運営に関する事項
- ⑥ 学部教授会に関する規程は、別に定める

（大学運営会議）

第16条 本学に大学の重要事項について審議する機関として大学運営会議を置く。

- ② 大学運営会議は、学長、副学長及び学部長をもって構成する。
- ③ 大学運営会議に関する規程は、別に定める。

第5章 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第17条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

医学部医学科	6年
薬学部医療薬学科	6年
看護学部看護学科	4年
リハビリテーション学部 理学療法学科	4年
作業療法学科	4年

（在学年限）

第18条 学生の在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。ただし、第36

条、第37条及び第38条の規定により入学した学生は、第39条により定められた修業すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

- ② 医学部の各学年次の在学年限は、第1・第2学年次、第3・第4学年次、第5・第6学年次に区分し、各区分について4年を超えることはできない。
- ③ 薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部の各学年次の在学年限は、原則として2年を超えることができない。

第6章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第20条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第21条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

- 1 日曜日
 - 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - 3 春季休業日
 - 4 夏季休業日
 - 5 冬季休業日
- ② 前項第3号から5号については、別に定める。
 - ③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。
 - ④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第7章 教 育 課 程

(教育課程)

第22条 医学部医学科及び薬学部医療薬学科の教育課程は、第1学年次から第6学年次に分けて編成し、看護学部看護学科並びにリハビリテーション学部理学療法学科及び作業療法学科の教育課程は、第1学年次から第4学年次に分けて編成する。

(授業科目及び単位数)

第23条 本学における授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業の方法及び単位の算定基準)

第24条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

② 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

③ 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合せて45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。

1 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第25条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させ、本学において修得した単位として認めることができる。

② 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前の大学、専門職大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）について、本学において修得した単位として認めることができる。

② 学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修による既修得単位については、前項を準用する。

③ 第25条から本条第2項までの規定により、本学において修得した単位として認めることができる単位数は、合せて60単位を超えないものとする。

第8章 入学、休学、退学、復学及び除籍

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第29条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 3 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 7 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第30条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

（入学者の選考）

第31条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第32条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の身元保証書及び誓約書を提出するとともに、第48条及び第49条に定める学費を納付しなければならない。

- ② 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- ③ 第1項に規定する保証人は、父母又は独立の生計を営む成年に達した者で、本学に対して、当該学生に関する一切の責任を負うことのできる者でなければならない。
- ④ 学長は、保証人が適当でないと認めたときは、変更させることができる。

（休学）

第33条 疾病、その他やむを得ない事由により、3か月以上就学することができない者は、事由を記した休学願を、保証人連署のうえで学長に提出し、その許可を得て休学することができる。疾病の場合は、本学の承認した医療機関の診断書を添付しなければならない。

- ② 疾病、その他の事由により、就学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- ③ 休学期間は、連続して2年又は通算して修業年限を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以上の休学を許可することがある。
- ④ 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第34条 休学している者、又は休学期間を終了した者が復学しようとするときは、その事由が消滅したことを証する書類を付した復学願を、保証人連署のうえで学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、疾病などによる休学の場合は、休学事由が消滅したと認めた医師の診断書を添付しなければならない。この場合、本学は、本学が承認した医療機関又は医師の診断書を提出させることがある。

(退学)

第35条 疾病、その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、事由を記した退学願を、保証人連署のうえで学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第36条 前条の規定により退学した者で、同一学部同一学科に再入学を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考のうえで相当の学年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第37条 他の大学に在籍する者で、転入学を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考のうえで相当の学年次に入学を許可することがある。

(編入学)

第38条 他の大学を卒業した者又は退学した者及び短期大学を卒業した者で、編入学を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考のうえで相当の学年次に入学を許可することがある。

(再入学者、転入学者及び編入学者の取扱い)

第39条 第36条、第37条及び第38条の規定により入学を許可された者については、次のとおり取扱うものとする。

- 1 既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いは、学部教授会の意見を聴き、学長が定める。
- 2 修業すべき年数は、入学を許可された相当の学年次から、各学部の修業年次にいたる間の年数とする。

(転学部・転学科)

第40条 本学に在籍する者で、他の学部又は学科に転籍を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考のうえで、これを許可することがある。

(留 学)

第41条 外国の大学等に留学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

② 前項で許可された留学期間は、第18条の規程により定められた在学年限に算入することがある。

(除籍及び復籍)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者については、学部教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
- 2 第18条に定める在学年限を超えた者
- 3 第33条第3項に定める休学期間を超えた者
- 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- 5 疾病、その他の事由により成業の見込がないと認められる者

② 前項第4号による除籍者から復籍の願い出があった場合、復籍を許可することがある。

③ 除籍の手続きについては、別に定める。

④ 復籍の手続きについては、別に定める。

(二重学籍の禁止)

第43条 学生は、本学在籍中に他の大学又は短期大学の学生になることはできない。

第9章 成 績 の 評 価

(評価の方法)

第44条 授業科目の成績の評価は、試験又はその他の方法により行う。

② 前項の試験及びその他の方法に関する規程は、別に定める。

(成績の評価)

第45条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種類で表記し、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

第10章 進 級 及 び 卒 業

(進 級)

第46条 当該学年次の所定の課程を修了した者については、学部教授会の意見を聴き、学長が進級を認定する。

② 進級を認定されなかった者は、原学年次に留まる。

③ 進級に関する規程は、別に定める。

(卒業及び学位)

第47条 本学各学部所定の修業年数(第36条、第37条及び第38条の規定により入学した者については、第39条の規定により定められた修業年数)以上在学し、医学部においては、所定の課程を修了し卒業試験に合格した者について、薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部においては、別表1に定める卒業要件を満たした者について、それぞれ学部教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定し、以下の学位を授与する。

医学部	医学科	学士(医学)
薬学部	医療薬学科	学士(薬学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士(理学療法学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)

第11章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料等)

第48条 入学検定料、入学金及び授業料等の額は、別表2に示すとおりとする。

(授業料等)

第49条 授業料等とは、授業料、実験実習費、施設設備費及び教育充実費のことをいう。

(授業料等の納付)

第50条 授業料等は、次の期間に納付しなければならない。ただし、第32条第1項に該当するものを除く。

前期分 4月1日から4月15日まで

後期分 10月1日から10月15日まで

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等)

第51条 休学する者の授業料等は、次のとおりとする。

- 1 学期を通して休学する者の授業料等は、休学する学期分を免除する。ただし、第32条の規定により納付された授業料等は、いかなる理由があっても返還しない。
 - 2 学期の途中で休学する者の授業料等は、休学する日の属する学期分は免除しない。
 - 3 第1号の規定にかかわらず、医学部は初年度に休学する者の授業料等は免除しない。
- ② 学期の途中で復学する者の授業料等は、復学する日の属する学期分を復学手続き時に納付しなければならない。
- ③ 学期の途中で退学した者及び除籍された者の授業料等は、退学した日又は除籍された日の属する学期分は免除しない。

(休学期間中の在籍料)

第52条 学期を通じて休学する者は、別表2に定める休学期間中の在籍料を納めなければならない。

- ② 学期の途中に休学する者の在籍料は、休学する日の属する学期分は徴収しない。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、医学部は初年度に休学する者の在籍料は徴収しない。
- ④ 在籍料の納付期間は、第50条に準ずる。

(既納の検定料、入学金、授業料等及び在籍料)

第53条 既納の検定料、入学金、授業料等及び在籍料は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学を許可された後、所定の期日までに入学辞退届を提出し、授業料等の返還を申し出た場合は、入学手続き時に納めた授業料等のみを返還する。

第12章 聴講生、科目等履修生、受託生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第54条 本学の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第55条 本学の授業科目中、1科目又は数科目の履修を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考の上で、科目等履修生として入学を許可することがある。

(受託生)

第56条 本学以外の機関等から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、受託生として入学を許可することがある。

(研究生)

第57条 本学において特定の事項について研究を希望する者については、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、研究生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第58条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、外国人留学生として入学を許可することがある。

(聴講生、科目等履修生、受託生、研究生及び外国人留学生に関する規程)

第59条 聴講生、科目等履修生、受託生、研究生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第13章 学生行動規範

第60条 学生の心得、規律等については、別に定める。

第14章 賞 罰

(表 彰)

第61条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

② 表彰は、学部教授会の意見を聴き、学長が行う。

(懲 戒)

第62条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。

② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。

③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
- 3 学生の本分に背く行為
- 4 本学の名誉を汚す行為
- 5 本学の学則及び規程に違反する行為
- 6 研究倫理に反する行為
- 7 本学の教育・研究・診療活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為

④ 懲戒は、学部教授会の意見を聴き、学長が行う。

⑤ 懲戒に関する規程は、別に定める。

第15章 学 則 の 改 廃

(学則の改廃)

第63条 この学則の改廃は、学長が発議し、学部教授会及び大学運営会議の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和４８年１２月２１日から施行し、昭和４８年４月１２日から適用する。

附 則

この改正は、昭和４９年５月２７日から施行する。

附 則

- ① この改正は、昭和４９年７月２２日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和４９年度以前の入学者に係る入学金及び授業料については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和５０年５月２６日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

附 則

- ① この改正は、昭和５４年４月１日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和５３年度以前の入学者に係る授業料については、なお従前の例による。

附 則

- ① この改正は、昭和５５年４月１日から施行する。ただし、検定料については、昭和５５年１月１０日から適用する。
- ② この改正の施行に際し、昭和５４年度以前の入学者に係る休学通算期間については、なお従前の例による。

附 則

- ① この改正は、昭和５６年４月１日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和５５年度以前の入学者に係る授業料については、なお従前の例による。

附 則

- ① この改正は、昭和５８年４月１日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和５７年度以前の入学者に係る授業料、実験実習費及び施設設備費は、なお従前の例による。

附 則

- ① この改正は、昭和５９年４月１日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和５９年度第２学年にある者は、なお従前の例による。

附 則

- ① この改正は、昭和60年4月1日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和60年度第2学年にある者は、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和62年5月25日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

- ① この改正は、平成元年11月20日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- ② この改正の施行に際し、昭和57年度以前の入学者に係る授業料及び実験実習費は、従前の例による。ただし、施設設備費又は大学維持費については、従前の額に消費税を加算した額とする。

附 則

- ① この改正は、平成2年4月1日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和57年度以前の入学者に係る授業料及び実験実習費並びに施設設備費又は大学維持費の納付額及び納付期間は、次のとおりとする。

区分	前 期	後 期
納付額	授業料及び実験実習費並びに施設設備費又は大学維持費の年額の2分の1の額	授業料及び実験実習費並びに施設設備費又は大学維持費の年額の2分の1の額
納付期間	4月1日から4月15日まで	10月1日から10月15日まで

附 則

この改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- ① この改正は、平成3年10月1日から施行し、第38条(卒業)の改正規定については平成3年7月1日から適用する。
- ② この改正の施行に際し、平成元年4月1日から適用した昭和57年度以前の入学者に係る施設設備費又は大学維持費については、適用前の額に変更する。

附 則

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条及び第 13 条の改正規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- ① この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、平成 10 年度以前の入学者に係る授業料等については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 11 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条の改正規定については、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成１６年１２月１日から施行する。ただし、第４１条及び第４２条については、平成１６年１１月１日から適用する。

附 則

① この改正は、平成１７年４月１日から施行する。

② 第４３条の改正は、平成１８年４月１日から施行する。

ただし、平成１７年度以前の入学者に係る授業料等については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成１７年７月２５日から施行する。

附 則

この改正は、平成１７年９月２６日から施行する。

附 則

この改正は、平成１７年１１月２８日から施行する。

附 則

この改正は、平成１８年３月２７日から施行する。

附 則

この改正は、平成１８年１１月２７日から施行する。なお、第１０条及び別表１の外科学については、平成１９年４月１日から適用する。

附 則

この改正は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、別表１の地域医療学（寄附講座）については、平成１９年３月１日から適用する。

附 則

この改正は、平成１９年５月２８日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附 則

この改正は、平成１９年１０月２２日から施行する。

附 則

この改正は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、別表１の地域総合医療学、腸管

病態解析学（寄附講座）については、平成２０年１０月７日から適用する。なお、第４条に定める入学定員及び総定員は、平成３５年までの間、緊急医師確保対策に伴う９年間の期限付き入学定員２名を含め以下のとおりとする。

年 度	入学定員	総定員	年 度	入学定員	総定員
２１年度	１１０人	６１０人	２２年度	１１０人	６２０人
２３年度	１１０人	６３０人	２４年度	１１０人	６４０人
２５年度	１１０人	６５０人	２６年度	１１０人	６６０人
２７年度	１１０人	６６０人	２８年度	１１０人	６６０人
２９年度	１１０人	６６０人	３０年度	１０８人	６５８人
３１年度	１０８人	６５６人	３２年度	１０８人	６５４人
３３年度	１０８人	６５２人	３４年度	１０８人	６５０人
３５年度	１０８人	６４８人			

附 則

この改正は、平成２１年８月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２１年１２月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２２年６月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

- ① この改正は、平成２３年７月２６日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、平成２３年度以前の入学者に係る授業料については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、改正後の第４４条、第４５条及び第４６条の規定については、平成２４年度入学者から適用する。

附 則

この改正は、平成２４年５月２２日から施行する。

附 則

この改正は、平成２５年５月３０日から施行する。

附 則

この改正は、平成２５年１２月１日から施行する。ただし、別表１の心臓血管外科学と呼吸器外科学の削除については、平成２６年４月１日から適用する。

附 則

この改正は、平成２６年４月１日から施行する。なお、第４条に定める入学定員及び総定員は、平成３７年までの間、研究医養成のための入学定員増の措置に伴う６年間の期限付き入学定員２名を含め以下のとおりとする。

年 度	入学定員	総定員	年 度	入学定員	総定員
２１年度	１１０人	６１０人	２２年度	１１０人	６２０人
２３年度	１１０人	６３０人	２４年度	１１０人	６４０人
２５年度	１１０人	６５０人	２６年度	１１２人	６６２人
２７年度	１１２人	６６４人	２８年度	１１２人	６６６人
２９年度	１１２人	６６８人	３０年度	１１０人	６６８人
３１年度	１１０人	６６８人	３２年度	１０８人	６６４人
３３年度	１０８人	６６０人	３４年度	１０８人	６５６人
３５年度	１０８人	６５２人	３６年度	１０８人	６５０人
３７年度	１０８人	６４８人			

附 則

この改正は、平成２６年８月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２６年１２月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、別表２については、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この改正は、平成２８年４月１日から施行する。（第３条関係、別表１関係）

附 則

この改正は、平成２８年５月２６日から施行する。ただし、別表２は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この改正は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、別表１の集学的腫瘍外科学（寄附講座）の削除については、平成３０年５月１日から適用する。なお、第４条の規定にかかわらず平成２１年度から平成３６年度までの間における医学部入学定員及び総定員は、以下のとおりとする。

年 度	入学定員	総定員	年 度	入学定員	総定員
２１年度	１１０人	６１０人	２２年度	１１０人	６２０人
２３年度	１１０人	６３０人	２４年度	１１０人	６４０人
２５年度	１１０人	６５０人	２６年度	１１２人	６６２人
２７年度	１１２人	６６４人	２８年度	１１２人	６６６人
２９年度	１１２人	６６８人	３０年度	１１２人	６７０人
３１年度	１１２人	６７２人	３２年度	１０８人	６６８人
３３年度	１０８人	６６４人	３４年度	１０８人	６６０人
３５年度	１０８人	６５６人	３６年度	１０８人	６５２人
３７年度	１０８人	６４８人			

附 則

この改正は、平成３０年６月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、２０２０年４月１日から施行する。ただし、別表１の国際観光医療学（寄附講座）については、２０１９年１２月１日から適用する。なお、第４条の規定にかかわらず２０２０年度から２０２６年度までの間における医学部入学定員及び総定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	総定員	年 度	入学定員	総定員
２０２０年度	１１２人	６７２人	２０２１年度	１１２人	６７２人
２０２２年度	１０８人	６６８人	２０２３年度	１０８人	６６４人
２０２４年度	１０８人	６６０人	２０２５年度	１０８人	６５６人
２０２６年度	１０８人	６５２人			

附 則

この改正は、２０２０年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、２０２１年４月１日から施行する。

附 則

①この改正は、２０２２年４月１日から施行する。

②第６条の規定にかかわらず、２０２２年度から２０２６年度までの間における医学部の入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員	年 度	入学定員	収容定員
２０２２年度	１０８人	６６８人	２０２３年度	１０８人	６６４人
２０２４年度	１０８人	６６０人	２０２５年度	１０８人	６５６人
２０２６年度	１０８人	６５２人			

③２０２２年度に兵庫医療大学から、本学の薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部に転入学した学生については、第７章教育課程、第１０章進級及び卒業、第１１章入学検定料、入学金及び授業料等を別に定め適用する。

附 則

①この改正は、２０２２年４月１日から施行する。

②第６条の規定にかかわらず、２０２２年度から２０２７年度までの間における医学部の入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員	年 度	入学定員	収容定員
２０２２年度	１１２人	６７２人	２０２３年度	１０８人	６６８人
２０２４年度	１０８人	６６４人	２０２５年度	１０８人	６６０人
２０２６年度	１０８人	６５６人	２０２７年度	１０８人	６５２人

③２０２２年度に兵庫医療大学から、本学の薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部に転入学した学生については、第７章教育課程、第１０章進級及び卒業、第１１章入学検定料、入学金及び授業料等を別に定め適用する。

附 則

①この改正は、２０２３年４月１日から施行する。ただし、第８条第１項の改正規定については、２０２２年１０月１日から適用する。

②第６条の規定にかかわらず、２０２３年度から２０２８年度までの間における医学部の入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員	年 度	入学定員	収容定員
２０２３年度	１１２人	６７２人	２０２４年度	１０８人	６６８人
２０２５年度	１０８人	６６４人	２０２６年度	１０８人	６６０人
２０２７年度	１０８人	６５６人	２０２８年度	１０８人	６５２人

附 則

この改正は、２０２３年４月１日から施行する。なお、従前記載の別表１（授業科目及び単位数）を削除する。また、別表２及び別表３を別表１及び別表２に変更する。

附 則

①この改正は、２０２４年４月１日から施行する。

②第６条の規定にかかわらず、２０２４年度から２０２９年度までの間における医学部の入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員	年 度	入学定員	収容定員
２０２４年度	１１２人	６７２人	２０２５年度	１０８人	６６８人
２０２６年度	１０８人	６６４人	２０２７年度	１０８人	６６０人
２０２８年度	１０８人	６５６人	２０２９年度	１０８人	６５２人

附 則

この改正は、２０２４年４月１日から施行する。（別表２関係）

附 則

①この改正は、２０２５年４月１日から施行する。

②第６条の規定にかかわらず、２０２５年度から２０３０年度までの間における医学部の入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員	年 度	入学定員	収容定員
２０２５年度	１１２人	６７２人	２０２６年度	１０８人	６６８人
２０２７年度	１０８人	６６４人	２０２８年度	１０８人	６６０人
２０２９年度	１０８人	６５６人	２０３０年度	１０８人	６５２人

附 則

①この改正は、２０２６年４月１日から施行する。

②第６条の規定にかかわらず、２０２６年度から２０３１年度までの間における医学部の入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員	年 度	入学定員	収容定員
２０２６年度	１１２人	６７２人	２０２７年度	１０８人	６６８人
２０２８年度	１０８人	６６４人	２０２９年度	１０８人	６６０人
２０３０年度	１０８人	６５６人	２０３１年度	１０８人	６５２人

別表 1

学部	学科	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	卒業要件
薬学部	医療薬学科	必修 23 単位 選択 6 単位以上 (うち選択必修 2 単位を含む。)	必修 14 単位	必修 14 7.5 単位 選択 5 単位以上	195.5 単位
看護学部	看護学科	必修 16 単位 選択 8 単位以上	必修 27 単位 選択 4 単位以上	必修 73 単位 選択 5 単位以上	133 単位
リハビリテーション学部	理学療法学科	必修 22 単位、 選択 8 単位以上 (うち選択必修 2 単位を含む。)	必修 35 単位、 選択 1 単位以上	必修 67 単位	133 単位
	作業療法学科	必修 21 単位、 選択 8 単位以上 (うち選択必修 2 単位を含む。)	必修 35 単位、 選択 1 単位以上	必修 66 単位	131 単位

別表 2

区分	医学部		薬学部		看護学部		リハビリテーション学部			
	医学科		医療薬学科		看護学科		理学療法学科		作業療法学科	
入学検定料 (大学入学共通テスト利用入学試験)	60,000円		35,000円 (15,000円)		35,000円 (15,000円)		35,000円 (15,000円)		35,000円 (15,000円)	
入学金	2,000,000円		200,000円		200,000円		200,000円		200,000円	
授業料等	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
授業料	1,100,000円	1,100,000円	750,000円	750,000円	650,000円	650,000円	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
実験実習費	500,000円	500,000円								
施設設備費	650,000円	650,000円	200,000円	200,000円	175,000円	175,000円	175,000円	175,000円	175,000円	175,000円
教育充実費 (初年度)	1,000,000円	1,000,000円								
教育充実費 (次年度以降)	600,000円	600,000円								

(医学部 在籍料)

1年間休学する場合：1,500,000円

半年間休学する場合：750,000円（学期を通じて休学を許可された学生のみ対象）

(薬学部、看護学部、リハビリテーション学部 在籍料)

1年間休学する場合：120,000円

半年間休学する場合：60,000円（学期を通じて休学を許可された学生のみ対象）

(その他の授業料等)

2022年度以降の入学生対象

(薬学部)

薬学共用試験対策費として第4学年次に50,000円

国家試験対策費として第5、6学年次に50,000円

(看護学部、リハビリテーション学部)

実習費として第3学年次に50,000円

国家試験対策費として第4学年次に50,000円

2021年度以降の入学生対象

(看護学部)

保健師科目選択者は第4学年次に100,000円

助産師科目選択者は第4学年次に300,000円